府令

○内閣府令第七十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第二条第一項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市町村」に改め、同項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を、同項第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第四条第一項中「場合にあっては、」の下に「当該保護者が一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分の認定を申請した場合を除き、」を、「（一日当たり十一時間まで」の下に「に限る。」を加える。

第九条第一項中「当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとき」の下に「その他当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるとき」を加える。

第十一条、第十五条及び第十六条中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

様式第一号の表題中「第五十三条第一項関係」を「第六十条第一項関係」に改める。

様式第二号の表題中「第五十三条第二項関係」を「第六十条第二項関係」に改める。

様式第三号の表題中「第五十三条第三項関係」を「第六十条第三項関係」に改める。

附　則

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第一条、第二条第一項中「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める部分、第四条、第九条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第二号　法務省令第一号　経済産業省令第二号

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　岩城　光英

経済産業大臣　林　幹雄

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省令第二号・法務省令第一号・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の第五条第一項第一号イの規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年総務省令第七十六号）第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

○厚生労働省令第百七十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第五十二条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の被爆者」を「第一項又は第二項の被爆者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国外において医療を受けた非居住者であって、法第十七条の規定により医療費の支給を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該医療を受けた後、速やかに、様式第七号による支給申請書を、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める都道府県知事に提出しなければならない。

一　大韓民国に居住地を有する非居住者　長崎県知事

二　前号に掲げる非居住者以外の非居住者　広島県知事

第二十六条第一項中「一般疾病医療費」の下に「（次項において「一般疾病医療費」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国外において医療を受けた非居住者であって、一般疾病医療費の支給を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該医療を受けた後、速やかに、一般疾病医療費支給申請書（様式第八号）を、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める都道府県知事に提出しなければならない。

一　大韓民国に居住地を有する非居住者　長崎県知事

二　前号に掲げる非居住者以外の非居住者　広島県知事

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第二十二条第二項及び第二十六条第二項の規定は、この省令の施行の日前に国外において医療を受けた非居住者についても、適用する。

第三条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第二十二条第一項の規定によりされている医療費の支給の申請（国外において医療を受けた非居住者に係るものに限る。）は、新規則第二十二条第二項の規定による医療費の支給の申請とみなす。

2　この省令の施行の際現に旧規則第二十六条第一項の規定によりされている一般疾病医療費の支給の申請（国外において医療を受けた非居住者に係るものに限る。）は、新規則第二十六条第二項の規定による一般疾病医療費の支給の申請とみなす。